

森林を伐採する場合に必要な手続き(フロー図)

伐採を行う場合

開発行為
開発行為？
森林施業？

保安林
保安林？
普通林？

保安林
保安林？
普通林？

基準外
作業許可の
基準内？

基準内
保安林機能の代替
施設又は森林施業
に必要な設備？

1haを超える？
超える
超えない

皆伐または
択伐(天然林)
施業方法
は？
間伐

1haを超える
人工林の皆伐か？
いいえ
はい

はい
解除
(第26条、
26条の2)

公共・公益
事業か？

はい
県
連絡調整
いいえ

なし
施業計画
あり

なし
施業計画
あり

許可・届出の手続き	種類	<p>県</p> <p>作業許可 (34条第2項) 伐採届 (規則第22条の8第1項第5号 又は第7号)</p>	<p>県</p> <p>作業許可 (34条第2項) 伐採許可 (34条第1項)</p>	<p>県</p> <p>林地開発 許可 (10条の2)</p>	<p>市町村</p> <p>伐採及び伐採 後の造林の届 (10条の8)</p>	<p>県</p> <p>伐採許可 (34条)</p>	<p>県</p> <p>伐採届 (34条の2)</p>	<p>市町村</p> <p>伐採届 (34条の3)</p>	<p>市町村</p> <p>伐採及び伐採 後の造林の届 (10条の8)</p>	<p>市町村</p> <p>伐採届 (15条)</p>	<p>市町村</p> <p>伐採及び伐採 後の造林の届 (10条の8)</p>	<p>市町村</p> <p>伐採届(事前) (10条の8様式) 90~30日前</p>	
	期日	あらかじめ				90~30日前	あらかじめ	90~20日前	90~20日前	90~30日前	後30日以内	90~30日前	+
	担当窓口	県 農林事務所				市町村 林務担当課	県 農林事務所	県 農林事務所	市町村 林務担当課				
注意点	<p>市町村</p> <p>《 施業計画が立っている場合 》 市町村へあらかじめ計画変更(認定森林からの除外)する。(12条)</p>												

※公共・公益事業で
あっても伐採届が必
ず必要となります。

※注意※
「伐採箇所の図面」の
添付

《施業計画が立っている場合》
伐採届(15条)が別に必要